計画作成年度	令和2年度 (令和3年度改訂)					
計画主体	宮崎県西都市					

西都市鳥獣被害防止計画

< 連絡先> 担 当 部 署 名 宮崎県西都市役所 農林課

所 在 地 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

電 話 番 号 0983-32-1013

FAX番号 0983-43-4865

メールアドレス nourin@city. saito. lg. jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、アライグマ、 ドバト、カラス、カワウ、カモ類
計画期間	令和3年度 ~ 令和5年度
対象地域	宮崎県西都市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

	1	被害の現状			
鳥獣の種類	品目	被害数値			
		面積(ha) 金額(千円)			
	水稲	1.90 2,508			
	イモ類	0.30 487			
イノシシ	野菜				
	飼料作物				
	合 計	2.20 2,995			
	水稲	2.40 3,168			
	野菜				
シカ	果 樹	3.10 10,117			
	飼料作物	1.80 864			
	合 計	7.30 14,149			
	水稲	_			
	イモ類	1.20 1,950			
サルル	野菜	0.20 580			
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	果 樹	1.30 5,426			
	飼料作物				
	合 計	2.70 7,956			
	イモ類	0.56 907			
アナグマ	野菜	0.47 2,066			
	果 樹	0.03 1,458			
	合 計	1.06 4,431			
ドバト	_				
カラス	_				
カワウ	_				
カモ類	_				
アライグマ	_				

(2)被害の傾向

	< 1A14
イノシシ	市内の広範囲にわたり、水稲やカンショ、タケノコ等を中心に被害が発生している。山間部においては、農作物や特用林産物の被害のみならず、生活道(山道)や法面、畦や田畑近くの溝を破壊する等の農業用施設や生活基盤等における被害も問題となっている。
シカ	近年、有害捕獲頭数が増加傾向であることから、生息頭数が増加したと考えられる。被害はスギ、ヒノキ、ユズ樹皮等の食害が主であるが、カンショの葉についても食害の報告がある。 今まで被害が無かった集落にも出没し、農作物への被害が年間を通して報告されており、今後も被害の拡大が懸念される。
サル	ここ数年は行動形態が複雑化しており、行動範囲等を予想するのが困難になっている。市街地及び一部の地域を除いて、年間を通して頻繁に出没している。 人を怖がらず逃げる様子も無く、放任果樹や作物残さが捨てられている集落を 安全なエサ場と認識している傾向があり、今後も被害の増加や市街地への出没が 懸念される。
アナグマ	平野部を中心にスイートコーンやカンショ、マンゴー等に被害が多い。 農作物への食害だけでなく、ハウスや倉庫への侵入及びフン害も見られる。年間を通して被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

上記の被害は、平成24年度に宮崎県が実施した「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」により調査した被害額・被害面積をもとに有害鳥獣捕獲の許可申請時における申請書に記載された被害額及び巡視員が見かけた被害面積を考慮して集計したものである。市内の山林及び農地が広範囲に及ぶため、それ以外にも潜在的な被害が予想される。

ドバト、カラス、カモ類、アライグマについては、現時点で農作物への被害報告はないが、今後、農作物や家屋等への被害が予想される。

カワウについては、アユの稚魚捕食被害が懸念される。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度) 〔30%削減〕			
	面積(ha)	金額 (千円)	面積(ha)	金額 (千円)		
イノシシ	2.20	2,995	1.54	2,097		
シ カ	7.30	14,149	5.11	9,904		
サルル	2.70	7,956	1.89	5,569		
アナグマ	1.06	4,431	0.74	3,102		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
	● 有害鳥獣捕獲委託 * イノシシ、シカ捕獲助成金	● 捕獲員の減少と高齢化
	イノシシまたはシカ捕獲 8,000円/1頭 * 野生猿捕獲助成金	● 地域により捕獲班員数にばらつきがある。 (捕獲班編成上の課題である)
捕獲等に関 する取組	野生猿捕獲 20,000円/1頭 野生猿出没出役 500円/1回	● 住宅地付近に出没する場合、銃が 使用できない。また箱わな等を使用 するも捕獲が困難である。
	* アナグマ捕獲助成金 アナグマ捕獲 5,000円/1頭 小型獣用箱ワナの貸出し	● 住宅地付近での被害が多く、わな での捕獲が主であるが、誤って猫が わなに入る等、効率的な捕獲が困難 である。
防護柵の設	● 電気防護柵、鹿ネットの導入に対する補助	● 電気柵設置時は地元に受け入れられるが、その後の管理について意識が薄くなっている地域がある。
置等に関する取組	● 巡回員による花火を使用しての追 い払い活動を実施している。	● 電気防護柵設置後、定期的な草刈り等の管理が行われず、十分な効果が得られないケースが見受けられる。
生息環境管理その他の	● 出荷できない農作物を不法投棄して無意識のエサ場を作らないよう定期的に広報・啓発を実施している。	● 集落内に散在する放置果樹の持主が不明なため、除去の意思確認及び費用捻出の問題があり、除去が困難である。
取組		● 集落内に点在する家庭菜園には、 電気柵を設置する等の有害鳥獣対策 意識が薄く、潜在的に有害鳥獣のエ サ場となっている。

(5) 今後の取組方針

イノシシ シ カ	被害地域の実情に合わせ、緩衝帯や電気防護柵の設置を推進する。 捕獲については、住民による追払いや、捕獲班による山間部での銃器による捕 獲、集落周辺では箱ワナやくくりワナによる効果的な捕獲の推進を図る。
サル	集落全体で農作物の被害防止を図るため、宮崎県鳥獣被害対策マイスターによる助言や指導及び集落全体を対象とした研修会を実施し、集落住民主体の対策を推進する。 また有害鳥獣対策巡視員2名による追払いや、野生猿特別捕獲班と連携して捕獲を推進し、被害地域の増加防止を図る。
アナグマ	被害地域周辺で箱ワナによる積極的な捕獲を行う。
ドバトカラス	農作物への直接的な被害報告はないが、農作物を扱う倉庫でのフン害等報告が あるため、効果的な防除指導を行う。
カワウ	河川の稚魚を補食する等の被害発生が予想されるため、捕獲班による捕獲・駆 除を実施する。
カモ類	田植直後の水稲苗食害や、フン害が発生し生活環境悪化の被害発生が予想されるため、効果的な防除指導を行う。
アライグマ	平成27年度に目撃情報、平成28年度に1頭捕獲されている。 近年は被害報告や出没情報は無いが、潜んでいる可能性がある場所にセンサーカメラや箱ワナ設置による積極的な捕獲、定期的に地域住民への周知・啓発を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、シカ、アナグマ、ドバト、カラス、カワウ、カモ類 西都市鳥獣被害対策協議会が編成する有害鳥獣捕獲班で捕獲する。

サル

西都市鳥獣被害対策協議会が編成する野生猿特別捕獲班で捕獲する。

アライグマ

西都市鳥獣被害対策協議会が編成する有害鳥獣捕獲班で捕獲する。 また、アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 〈 令和5年度	イノシシ、シカ、 サル、アナグマ、 ドバト、カラス、 カワウ、カモ類、 アライグマ	● 有害鳥獣捕獲班員・野猿特別捕獲班員の確保● ワナ猟免許取得者の推進● 捕獲機材等の導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

1.5.245.41.							
捕獲計画数等の設定の考え方							
イノシシ	宮崎県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第2期)の管理目標を参 考に、年間捕獲頭数を360頭とし、効果的に捕獲を実施する。						
シ カ	宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(第2期)の管理目標を 参考に、近年は捕獲頭数が増加傾向であることを考慮し、970頭を捕獲 目標とする						
サル	宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画(第2期)の管理目標を 参考に、年間捕獲頭数を130頭とし、効果的に捕獲を実施する。						
アナグマ	年間捕獲頭数を240頭とし、被害のある場所を中心に効率的な捕獲を 行い、個体数の管理を図る。						
ドバト、カラス、 カワウ、カモ類	被害発生地域で適切な捕獲を行う。						
アライグマ	生息が確認できれば捕獲を行う。						

対象鳥獣	捕獲計画数等							
刈水局訊	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
イノシシ	300頭	360頭	360頭					
シカ	800頭	970頭	1,000頭					
サル	120頭	130頭	130頭					
アナグマ	240頭	240頭	240頭					
ドバト	10羽	10羽	10羽					
カラス	10羽	10羽	10羽					
カワウ	10羽	10羽	10羽					
カモ類	10羽	10羽	10羽					
アライグマ	5 頭	5 頭	5 頭					

捕獲等の取組内容

イノシシ、シカ、サル、アナグマ、ドバト、カラス、カモ類、アライグマについて

1年を通して、市内各地で被害が発生している。

捕獲許可の申請が出たら、速やかに許可業務を行い、被害が拡大する前に銃器及びワナによる捕獲を行い、個体数の削減に努める。

アライグマについては、目撃情報や痕跡のある場所にセンサーカメラを設置し、箱ワナによる捕獲を行う。

捕獲技術の向上を図るため、西都地区猟友会主催の講習会等を開催する。さらに新たにわな狩猟免許を取得する者に対し、受験手数料等を補助し捕獲の担い手を育成する。

ラ	1	フ	ル	銃に	ょ	るお	甫獲等	な	・実施す	る	必要性	及	びそ	\mathcal{O}	取組	内容
	•	_			U-	a 1	111 1/2 11	_		<u>u</u>	~ ~ 1 —	//	_		- 1/1/11	1 3 1

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
刈水局訊	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	*電気防護柵 4,000m	*電気防護柵 4,000m	*電気防護柵 4,000m
	*電気防護柵 4,000m	*電気防護柵 4,000m	*電気防護柵 4,000m
シ カ	*鹿ネット 22,000m	*鹿ネット 22,000m	*鹿ネット 22,000m
	*ワイヤーメッシュ柵 5,000m	*ワイヤーメッシュ柵 6,000m	*ワイヤーメッシュ柵 7,000m
サルル	*電気防護柵 500m	*電気防護柵 500m	*電気防護柵 500m
アナグマ	*電気防護柵 2,000m	*電気防護柵 2,000m	*電気防護柵 2,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
刈	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ、シカ、 サル、アナグマ	効率的に作動するよう ● ワイヤーメッシュ柵 フェンスの下部に抜け	は、定期的に草刈りや電線に努める。 に穷いては、定期的な草 穴を作っていないか点検 、定期的にネットにたわる	刈り実施、小動物が を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、シカ、 サル、アナグマ、 ドバト、カラス、 カワウ、カモ類、 アライグマ	● 鳥獣被害防止モデル集落等を中心に、住民による 花火での追払い、集落点検、緩衝帯設置等を実施。
令和4年度		● 被害の多い地域で住民への意識向上を図り、放任 果樹、農作物の放置、残さの指導。● 電気防護柵等の設置及び技術支援、啓発活動。
令和5年度		● 鳥獣被害対策マイスター研修及びレベルアップ 研修へ職員を派遣し、知識や技術の向上を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県児湯農林振興局	被害防止活動への支援及び捕獲体制の整備
西都市	情報収集及び関係機関への連絡 防災無線等で住民への注意喚起を行う 実施隊・猟友会の捕獲活動支援
西都警察署	捕獲等の指導及び避難などに関する支援
鳥獣被害対策実施隊	市や猟友会と連携し捕獲や追払いを行う
西都地区猟友会	捕獲等の協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、食肉として自家消費する等、持ち帰って適切に処理を施し、やむ得なく持ち帰りができない場合は捕獲現場等において、生態系等に影響を与えないような適切な方法で埋設処理を行うよう、捕獲者へ周知を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したイノシシ及びシカについては、宮崎県児湯郡西米良村に 設置されている『西米良村ジビエ処理加工施設』等のジビエ処理加 工施設への搬入を促進し、ジビエ資源として有効活用を図る。 また、ジビエを利用した料理やロースト等の加工品開発も視野に 入れた取組を行う等、さらなる有効活用を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 油脂、骨製品、角製品、動物園 等でのと体給餌、学術研究等	捕獲したイノシシ及びシカを用いた加工品について需要の調査・ 研究を行う等、捕獲した有害獣の有効活用を図る。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲数が増えている有害獣のさらなる有効活用を図るため、市内における処理加工施設建設やジビエ専用小型保冷車導入等の有用性検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害獣をより品質の高いジビエとして活用可能となる捕獲方法の研究や、ジビエ肉を流通させるために必要な食肉処理業の営業許可やHACCP等の資格を取得できるように研修等への参加を促す。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	西都市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
西都市	被害防止活動の支援及び事務局
西都地区猟友会	捕獲体制の整備・協力
西都市認定農業者連絡協議会	農家代表
西都農業協同組合	農作物被害等の情報収集
児湯広域森林組合	林産物被害等の情報収集
宮崎県児湯農林振興局 (児湯農業改良普及センター)	鳥獣被害対策に関する指導及び助言
被害地区区長	被害地区代表
東米良創生会 (令和4年3月8日加入)	ジビエの有効活用開発・研究

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮崎県児湯農林振興局	鳥獣害対策に関する指導及び助言
西米良村ジビエ処理加工施設	捕獲獣個体の利活用

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月7日付設置(当時の農地林政課内の関係係の市職員を任命する。3名程度)被害防止に係る情報の収集・分析、有害鳥獣捕獲に係る地元猟友会等との連絡調整、被害防止のための指導・助言及び普及啓発等を行う。

平成25年度からは有害鳥獣捕獲班・野生猿特別捕獲班全員を実施隊に任命(現在106名程 度)。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第3項の規定に基づき許可を 受けた後、効果的な捕獲を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成25年度より、狩猟免許を有しない従事者容認事業を始め、現在では9集落が取組を始めている。捕獲の成果が上がっている集落もあり、相まって自衛の意識も高まりつつある。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

放任果樹や作物残さの除去に加え、電気防護柵等のような被害防止対策を実施し、人間による追払い等様々な対策も合わせ技として必要不可欠である。

地区住民の間で、対策に対する意識レベルの違いが見られるため、足並みを揃えて行動する協力体制の整備、正しい被害対策方法の周知が必要である。